

令和 6 年 4 月 15 日
消 費 者 庁

公益通報者保護法に基づく是正指導の件数について

公益通報者保護法第 15 条に基づく是正指導（助言、指導及び勧告）の件数について、お知らせします。

期間	件数
令和 4 年度 （令和 4 年 6 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日）	0 件
令和 5 年度 （令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日）	24 件

消費者庁 参事官（公益通報・協働担当）付
担当：櫻井
電話：03（3507）9167（直通）